

○船舶検査心得 6-1 機関規則心得

(傍線の部分は改正部分)

改 正 後	現 行	備 考
<p>6-1 船舶機関規則</p> <p>第 6 章 補機及び管装置</p> <p>第 1 節 通則</p> <p><u>(燃料油タンクの保護)</u></p> <p>69-2.0(a) (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(i) (略)</p> <p>(イ) (略)</p> <p>(ロ) 船底外板から直角に測った距離がいずれの箇所に おいても船の幅(満載喫水線規則(昭和 43 年運輸省令 第 33 号)第 7 条に規定する船の幅をいう。)の 1/20(2m を超える場合にあつては、2m)又は 0.76m のうちいずれ か大きいもの以上であること。なお、スケグを有する 船舶の場合、スケグの幅方向範囲においては、スケグ と船底外板上面の交点における基線に平行な線から 測った距離とすること(図 69-2.0(a)(2)(i)(ロ)参照)。 ただし、海底資源掘削船であつて自己昇降型のもの については、この限りでない。</p>	<p>6-1 船舶機関規則</p> <p>第 6 章 補機及び管装置</p> <p>第 1 節 通則</p> <p>69-2.0 (a) (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(i) (略)</p> <p>(イ) (略)</p> <p>(ロ) 船底外板から直角に測った距離がいずれの箇所に おいても船の幅(満載喫水線規則(昭和 43 年運輸省令 第 33 号)第 7 条に規定する船の幅をいう。)の 1/20(2m を超える場合にあつては、2m)又は 0.76m のうちいずれ れか大きいもの以上であること。ただし、海底資源掘 削船であつて自己昇降型のものについては、この限り でない。</p>	<p>MEPC58/23 annex17 における MARPOL Annex1 第 12A 規則の UI の一 部改正に伴う改正</p>

改 正 後	現 行	備 考
<p style="text-align: center;">スケグ</p> <p style="text-align: center;">図 69-2.0(a)(2)(i)(r)</p>		
<p>(ハ) ビルジ部にあつては、型基線からの垂直距離が(ロ)の規定の1.5倍の高さを超える部分については、(イ)の基準に適合し、それ以下の部分については(ロ)の基準に適合するように配置すること。(図 69-2.0(a)(2)(i)<1>参照)</p> <p>ただし、幅方向に平坦な船底勾配を有する船舶の場合、前述の垂直距離は船底外板上面から測った距離とすること。(図 69-2.0(a)(2)(i)<2>参照)。</p>	<p>(ハ) ビルジ部にあつては、型基線から垂直距離が(ロ)の規定の1.5倍の高さを超える部分については、(イ)の基準に適合し、それ以下の部分については(ロ)の基準に適合するように配置すること。(図 69-2.0(a)(2)(i)<1>参照)</p>	<p>同上</p>

改正後

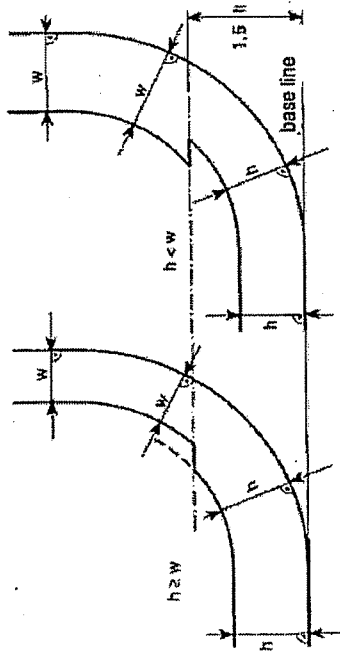


図 69-2.0(a)(2)(i) (ハ) <1> 燃料油タンクの境界線 (その1)

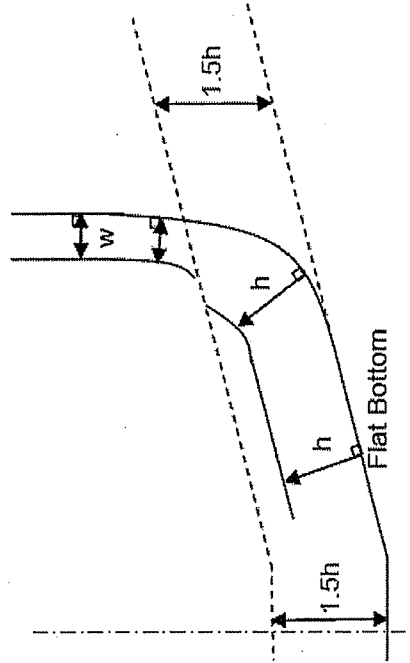


図 69-2.0(a)(2)(i) (ハ) <2> 燃料油タンクの境界線 (その2)

現行

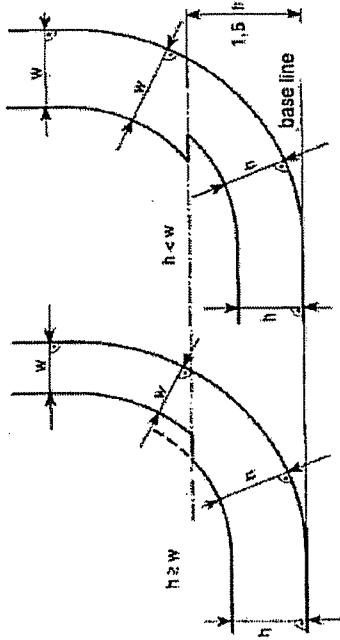


図 69-2.0(a)(2)(i) (ハ) 燃料油タンクの境界線

備考

改正後	現行	備考
(ii) (略) (iii) (略)	(ii) (略) (iii) (略)	
<u>(施行期日)</u> 心得附則(平成21年12月2日) 本改正後の心得は、平成21年12月2日より適用する。		

○船舶検査心得 4-3 船舶区画規程

(傍線の部分は改正部分)

改	正	後	現	行	備
4-3	船舶区画規程	4-3	船舶区画規程		
	第1編 総則		第1編 総則		
<u>10-2.0</u>	(同等効力) (a) (略)		(同等効力) (a) (略)		
	第2編 旅客船に関する規定		第2編 旅客船に関する規定		
	第2章 区画に関する特別要件		第2章 区画に関する特別要件		
39.1	(船尾管等の設置の場所) (a) (略)		(船尾管の設置の場所) (a) (略)		
	第4章 内部における開口		第4章 内部における開口		
50.1	(機関室区域内の交通用及び工事用の出入口) (a) (略)		(機関室区域の交通用及び工事用の出入口) (a) (略)		
51.2	(水密戸の型) (a) (略)		(水密すべり戸の型) (a) (略)		
52.1	(水密すべり戸の開閉装置) (a) (略)		(水密すべり戸の開閉装置) (a) (略)		
52.6	(a) (略)		(a) (略)		

改 正 後	現 行	備 考
第 6 章 二重底	第 6 章 二重底	
67.2 <u>(ヴェル)</u> (a) (略)	67.2 (a) (略)	
第 8 章 ロールオン・ロールオフ旅客船に対する特別規定	第 8 章 ロールオン・ロールオフ旅客船に対する特別規定	
75.0 <u>(ロールオン・ロールオフ旅客船の隔壁甲板の出入口)</u> (a)～(c) (略)	(隔壁甲板の出入口) 75.0 (a)～(c) (略)	
第 10 章 損傷制御図	第 10 章 損傷制御図	
102.0 <u>(損傷制御図)</u> (a) (略)	102.0 (a) (略)	
第 3 編 貨物船に関する規定	第 3 編 貨物船に関する規定	
第 5 章 暴露部における開口	第 5 章 暴露部における開口	
102-15.0 (a) (略)	102-15.0 (a) (略)	
第 6 章 二重底	第 6 章 二重底	
102-16.0 (a) (略)	102-16.0 (a) (略)	
第 7 章 水密隔壁等の構造	第 7 章 水密隔壁等の構造	

改 正 後	現 行	備 考
<p>102-17.0 (a) (略)</p> <p>(水密隔壁等の構造に関する規定の準用)</p>	<p>102-17.0 (a) (略)</p> <p>(水密な甲板、囲壁、トンネル等の構造)</p>	
<p>第4編 タンカーに関する規定</p>		
<p>第2章 損傷時の復原性</p>		
<p>(損傷時の復原性)</p>		
<p>104.1 (a)～(c) (略)</p> <p>104.2 (a)、(b) (略)</p> <p>104.3 (a) (略)</p>	<p>104.1 (a)～(c) (略)</p> <p>104.2 (a)、(b) (略)</p> <p>104.3 (a) (略)</p>	
<p>(貨物ポンプ室)</p>		
<p>111.0 (a)～(d) (略)</p> <p>(e) 貨物ポンプ室に設けるウェルは、できる限り小さいものであって<u>基線を含む水平面からウェル底面に直角に測った距離が本条の規定による値の1/2以上であること。</u></p>	<p>110-2.0 (a)～(d) (略)</p> <p>(e) 貨物ポンプ室に設けるウェルは、できる限り小さいものであって<u>船底外板からウェル底面に直角に測った距離が本条の規定による値の1/2以上であること。</u></p>	<p>MEPC57/21 annex9 における MARPOL Annex1 第22規則のUIの一部改正に伴う改正</p>
<p>第6編 バルクキャリアに関する特別規定</p>		
<p>(排水装置の操作)</p>		
<p>116.0 (a) (略)</p> <p>(施行期日)</p> <p><u>心得附則(平成21年12月2日)</u></p> <p><u>本改正後の心得は、平成21年12月2日より適用する。</u></p>	<p>116.0 (a) (略)</p>	